

北海道胆振東部地震に伴う健康保険特例措置について

神戸機械金属健康保険組合

このたびの北海道胆振東部地震により、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興とご健勝をお祈りいたします。

今回の地震による被災に伴い、下記の特例措置を設けておりますのでお知らせいたします。

1 被保険者証の再交付について（対象：被保険者・被扶養者）

健康保険証（被保険者証）を紛失・消失された方への再交付を行っておりますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、被保険者証の再交付については、通常事業主を経由していただきますが、それが困難なときは被保険者から健康保険組合に直接連絡してください。

2 健康保険証がない場合でも病院・診療所で受診できます（対象：被保険者・被扶養者）

健康保険証（被保険者証）の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申し出れば受診できるようになっています。

- ① 氏名 ② 生年月日 ③ 連絡先（電話番号等） ④ 勤務する事業所名

3 医療機関に支払う一部負担金が減額又は免除されます（対象：被保険者・被扶養者）

下記災害救助法の適用市町村に住所を有する方で、今回の災害により被害を受けた方のうち、①住家が 全半壊（全焼、流失、埋没）した場合、又は②主たる生計維持者が死亡もしくは重い傷病を負った場合は医療費の一部負担金が 免除されます。

免除期間は平成30年9月6日から平成31年3月31日までの診療分です。（当初、平成30年12月31日までとしておりましたが、被害の甚大さに鑑み変更しました（平成30年11月7日現在））

免除される一部負担金等

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）

- ・訪問看護療養費

免除の方法

「一部負担金徴収猶予・減額・免除証明書」を医療機関に提示することで免除を受けられます。

申請方法

「一部負担金等徴収猶予・減額・免除申請書」に下記書類を添付して当健康保険組合へ申請してください。

A 住家が全壊（全焼、流失、埋没）又は半壊（半焼）した場合
罹災証明書

B 主たる生計維持者が死亡、もしくは重い傷病を負った場合

a 世帯全員の住民票

b 死亡診断書、埋葬許可証等又は1ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等

災害救助法の適用される被災地域

北海道

札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市
岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市 芦別市 江別市
赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市
歌志内市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市
北斗市
石狩郡当別町 新篠津村
松前郡松前町 福島町
上磯郡知内町 木古内町
亀田郡七飯町
茅部郡鹿部町 森町
二世郡八雲町
山越郡長万部町
檜山郡江差町 上ノ国町 厚沢部町
爾志郡乙部町
奥尻郡奥尻町
瀬棚郡今金町
久遠郡せたな町
島牧郡島牧村
寿都郡寿都町 黒松内町
磯谷郡蘭越町

虻田郡ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町 豊浦町
洞爺湖町
岩内郡共和町 岩内町
古宇郡泊村 神恵内村
積丹郡積丹町
古平郡古平町
余市郡仁木町 余市町 赤井川村
空知郡南幌町 奈井江町 上砂川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町
夕張郡由仁町 長沼町 栗山町
樺戸郡月形町 浦臼町 新十津川町
雨竜郡妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町
上川郡鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町美瑛町
和寒町 剣淵町 下川町 新得町 清水町
勇払郡占冠村 厚真町 安平町 むかわ町
中川郡美深町 音威子府村 中川町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町
増毛郡増毛町 留萌郡小平町
苫前郡苫前町 羽幌町 初山別村
天塩郡遠別町 天塩町 豊富町 幌延町
宗谷郡猿払村
枝幸郡浜頓別町 中頓別町 枝幸町
礼文郡礼文町
利尻郡利尻町 利尻富士町
網走郡美幌町 津別町 大空町
斜里郡斜里町 清里町 小清水町
常呂郡訓子府町 常呂郡置戸町 佐呂間町
紋別郡遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
有珠郡壮瞥町
白老郡白老町
沙流郡日高町 平取町
新冠郡新冠町
浦河郡浦河町
様似郡様似町
幌泉郡えりも町
日高郡新ひだか町
河東郡音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町
河西郡芽室町 中札内村 更別村
広尾郡大樹町 広尾町
足寄郡足寄町 陸別町

十勝郡浦幌町
釧路郡釧路町
厚岸郡厚岸町 浜中町
川上郡標茶町 弟子屈町
阿寒郡鶴居村
白糠郡白糠町
野付郡別海町
標津郡中標津町 標津町
目梨郡羅臼町

4 徴収猶予、減額、免除の対象になるにもかかわらず徴収猶予、減額、免除 されることを知らないで一旦一部負担金を医療機関に支払っている場合

「一部負担金等還付請求書」に下記書類を添付の上、提出いただきましたら、後日還付をいたします。

- A 住家が全壊（全焼、流失、埋没）又は半壊（半焼）した場合
 - a 罹災証明書
 - b 医療機関等が発行する領収証
- B 主たる生計維持者が死亡、もしくは重い傷病を負った場合
 - a 世帯全員の住民票
 - b 死亡診断書、埋葬許可証等又は1ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等
 - c 医療機関等が発行する領収証